

都留市告示第 121 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、都留市内の字の区域を次のとおり変更することについて、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、当該字の区域の変更は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 179 条の規定に基づき、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 54 条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行するものとする。

令和 8 年 6 月 22 日

都留市長 日 向 美 徳

字の区域の変更

変 更 前 の 字 の 区 域			変更後の字の区域	
大 字	字	地 番	大 字	字
川棚	日影山	579 の 2 の一部	川棚	大ブケ
川棚	大ブケ	864 の 1、865 の 4 の一部、870 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の一部並びに 854 の 1 の一部及びこれらに隣接する水路である市有地の全部	川棚	日影山